

**「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当取引所では、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」について、その要綱を本年2月26日に公表し、同年3月27日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、6件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. プライム市場における英文開示の拡充	
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の義務化については、まずは、決算情報と適時開示情報を対象とし、一部抜粋や概要も認めると理解しているが、最終的にはすべての投資関連情報を日本語と英語の両方で提供すべき。 	<p>※ ご指摘のとおり、本来、プライム市場上場会社においては、リアルタイムの投資判断のみならず、中長期的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考えるすべての開示情報について、可能な限り日本語による開示と同時に、かつ、日本語と同一の内容で英文開示が行われることが望まれます。</p> <p>※ 一方で、上場会社における実務上の負荷も考慮する必要があることから、まずは、企業行動規範の「望まれる事項」として、こうした内容についての努力義務規定を設けたうえで、特に投資判断に与える影</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 義務化の対象を有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書に拡大すべき。 現在、プライム市場上場会社の5社に1社しか有価証券報告書の英訳を提供しておらず、全文を英訳している企業はわずか5%に過ぎない。こうした情報入手のギャップは、日本語を母国語としない投資家と企業との効果的な対話を妨げ、双方に不利益をもたらす可能性がある。有価証券報告書には、企業のビジネスモデル、経営戦略、監査済みの決算、サステナビリティや人的資本に関する情報、株式の持合いや役員報酬などのガバナンス関連情報など、長期投資家にとって重要な情報が含まれて 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>いる。ただし、企業負荷を考慮すると、段階的なアプローチも許容される。</p> <ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスに報告書は、取締役会の構成、株式の持合い、その他投資家と企業の有意義な対話に不可欠なガバナンスに関する重要な情報を提供しており、比較的平易で簡潔な内容であることから、決算報告書や適時開示情報とともに今回義務化すべき。 	<p>響が大きく、速報性が求められる開示情報として、決算情報および決算短信以外の適時開示情報について、日本語と同時の英文開示（一部または概要でも可）を義務化することとしたものです。</p> <p>※ 有価証券報告書等への対象書類の拡大や開示内容の充実については、上場会社の対応状況や海外投資家からのフィードバック、機械翻訳等の技術の発展なども踏まえ、引き続き検討してまいります。なお、ご指摘のとおり、有価証券報告書については、金融庁とも連携しつつ、今後の検討を進めてまいります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンス報告書の一部として、サステナビリティ情報を日英両方で開示することを推奨する。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 英文開示は日本語による開示内容の一部又は抜粋で足りるものとされているが、これでは英語で提供される情報が不完全になったり、誤解を招く可能性があり、東証上場企業に対する海外投資家の評価にマイナスの影響を与えかねないことから、全文の英文開示を求めるべき。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法・開示府令の管掌である有価証券報告書等、東証規則の対象外である書類への拡充を将来的な検討項目として例示することで、かえって企業の開示を萎縮させてしまう懸念がある。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 決算補足説明資料は、決算短信・四半期決算短信を「補足的に説明するもの」であり、英文開示の義務化の対象外とすべきである。 	<p>※ 英文開示義務化の対象となる「決算情報」とは、決算短信および四半期決算短信、また、当該決算の内容について補足説明</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>資料を作成し投資者に提供する場合にあつては、当該補足説明資料をいいます。</p> <p>※ ただし、決算情報に含まれる情報のうち、英文開示を行う範囲については、日本語による開示内容の一部または概要で足りるものとしていますので、決算短信および四半期決算短信（一部または概要でも可）について英文開示を行っている場合には、決算補足説明資料の英文開示は必須ではありません。</p> <p>※ 一方で、海外投資家からは、事業環境や経営戦略の進捗、今後の見通しなどの企業の概況を理解し、投資判断を行ううえで、決算補足説明資料を重視する意見も多く寄せられています。上場会社においては、海外投資家との対話の内容も踏まえ、自社の英文開示の範囲について継続的に検討することが望まれます。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> 適時開示情報の英訳を行うに際し、自社に相応のリソースがない場合には、外部業者へ英文開示資料の作成を委託することとなるが、その作業やリーガルチェックなどの関係で、日英同時開示をしようとする適時 	<p>※ 今回の見直しでは、海外投資家にとって、日本語と英語の開示のタイムラグが大きなディスアドバンテージとなっているこ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	性の維持が困難になる場合がある。	
8	<ul style="list-style-type: none"> インサイダー情報等の情報管理の観点から日本語の開示を確定・公表してから外部業者に英訳を外注している企業があるほか、法律用語や会計用語、新たな業界用語や表現を英訳できる人材を確保することは非常に困難であり、仮に外部業者に委託した場合でも十分に伝わる内容になっているかどうかの社内確認に時間を要することがある。また、直前で日本語原文に大きな修正が生じた場合に、タイムリーな対応が難しいとの声もあり、このような企業の実態を考慮すべき。 	<p>とを踏まえ、日英の同時開示を求めることとしておりますが、上場会社における実務上の負荷も鑑み、英語の開示については、日本語の開示内容の一部又は概要でもよいこととしております。</p> <p>※ そのため、例えば、決算情報であれば、最低限、決算短信および四半期決算短信のサマリー情報のみを英文開示することや、決算短信以外の適時開示情報については、いつ何を決定したかといった海外投資家が事案の概要を把握するに足りる情報について英語により開示したうえで、詳細は後日開示を行う、あるいは、日本語による開示を参照することも考えられます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 英文の同時開示のために日本語の開示が遅延しないよう留意してほしいとの記載について、四半期開示の見直しへの対応を踏まえれば非現実的であり、上場会社への配慮に欠けた要求である。日本語と英語を同時に開示すれば、英文開示の準備を行うために従来よりも日本語の開示が少し遅れることがあることは十分考えられる。 	<p>※ また、例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時でなくてもよいものとしています。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>※ なお、投資判断に重要な影響を与える会社情報の適時・適切な開示は、健全な証券市場の根幹を成すものであるため、日本語での開示が遅れることのないようお願い申し上げます。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> 急遽対応が必要な場合には、日英同時開示を求めないとしているが、このような場合には、日本語の開示において、日本語の開示を先行させる理由と英文開示の公表時期を英文で明記させるべき。 	<p>※ ご指摘のような急遽対応が必要になる場合であって、やむを得ず日本語の開示を先行させるときについても、対応可能な範囲で速やかな英文開示を求めていくものであり、例えば同日中など短期間に対応されるケースも想定されることから、一律に公表時期の開示を求めることは想定しておりません。</p> <p>※ お寄せいただいたご意見については、今後の市場運営の参考とさせていただきます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 取引時間中に、重大な発表が英文開示を伴わずに日本語のみで行われたときに、英文開示がなされるまで取引を停止するというような運用は考えているのか。 取引への具体的な影響という観点から考えると、海外との時差を考慮す 	<p>※ 今回の見直しは、投資判断に重要な影響を与える会社情報については、引き続き日本語で適時・適切な開示を求めるという位置づけは維持しつつ、その参考訳と</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>れば、日本語と英語の公表に時間差があったとしても、実際の取引に影響がないような時間的な差であった場合にまで同時に拘泥する必要はないのかもしれない。もしそうであるならば、どのような時間差の組み合わせであれば、同時開示の原則の例外としても実質的な弊害がないものとして許容しうるのか具体的に検討することが妥当。</p>	<p>して、海外投資家における会社情報へのアクセスの改善の観点から英文開示の拡充を求めるものであるため、日本語による開示が先行した場合であっても、取引の停止をおこなうことは想定しておりません。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月から四半期開示の見直しへの対応が必要となる中、1年の準備期間で英文開示が義務化されるとなると、これまで英文開示の対応が進んでいなかった企業への負荷が高くなることが懸念される。準備期間は、少なくとも2年または3年とすべき。 	<p>※ 今回の見直しでは、上場会社の実務上の負荷を鑑みて、英文開示を行う範囲については、日本語による開示内容の一部又は概要で足りるものとしたうえで、制度要綱の公表から1年程度の準備期間を設け、2025年4月以後に開示する資料から英文開示を義務化することとしています。</p> <p>※ 加えて、ご指摘いただいたように、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、当取引所所定の書面を提出した場合には、さらに1年間義務化を猶予することも可能としています。</p>
1 3	<ul style="list-style-type: none"> プライム市場の実態が本来のコンセプトと乖離している中で、プライム 	<p>※ 当取引所では、プライム市場をグローバ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>市場全上場会社に英文開示を義務化することは無理がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> プライム市場の上位企業群（例えば、グローバルに事業展開する企業、外国人保有比率が高い企業）を定義し、該当する企業に対してのみ日英同時開示を義務付け、他の企業に対しては努力義務に留めるべき。 	<p>ルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場と位置付けており、上場会社においては、こうしたコンセプトを踏まえ、自社に適した市場区分を選択いただいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ また、海外投資家からは、特に比較的規模の小さい企業において、英文での情報が非常に限定的であることなどが投資の制約となっているとの指摘もあり、英文開示の拡充は、海外投資家の投資を呼び込む観点からも重要と考えられます。 ※ よって、義務化の取扱いについて、プライム市場内で差をつけることは想定しておりません。
1 4	<ul style="list-style-type: none"> プライム市場上場企業の自主的かつ積極的な英文開示の拡充を推進する方策をメインに据えて、環境整備を進めていくことがよいと考える。 そうした観点からも、英文開示の拡充を通じて、上場会社が感じたメリットや投資家から評価された工夫等についてアンケート調査を実施するなどにより、英文開示拡充の意義や実務的に有用な方法などの共有ができるようなフォローアップの実施を要望する。 また、英文開示の拡充は、「グローバルな投資家との建設的な対話」の前 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ご指摘のとおり、英文開示の拡充については、今回の義務化の範囲に限らず、海外投資家との対話の内容も踏まえて、各プライム市場上場会社において、自主的かつ積極的に検討・実施いただくことを期待しております。 ※ 当取引所としても、企業の取組みを促す

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>提となる情報の提供、すなわち環境整備としての第一歩といえるものにすぎず、英文開示の拡充が最終目的ではないことがきちんと理解されることが重要。例えば、グローバル投資家との対話により、経営上貴重な示唆や有用な気づきが得られた場合の事例などを提供することができれば、拡充の意義についての理解が深まるのではないか。</p>	<p>とともに、参考となる情報を提供する観点から、海外投資家から英文開示を評価された上場会社の取組み（英文開示の開始・拡充の経緯や、英文開示を行う上での工夫、海外投資家からの反応など）について、当取引所ウェブサイトインタビュー内容を掲載しているほか（詳細は、「上場会社英文開示インタビュー」 https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/interview/index.html）をご参照ください。）、英文開示の実務的なノウハウに関するセミナー等を開催しております。</p> <p>※ 今後も、ご指摘いただいた内容も踏まえ、こうしたコンテンツを拡充していくとともに、上場会社による英文開示の拡充に向けたサポートを検討してまいります。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> 英文開示に関して、過度に厳格で細かなルールのQ&Aを通じた提供や、規則からの軽微な逸脱や誤解に基づくミスに関する過度な叱責、技術的に細かすぎる指導などにより、企業の積極的な姿勢・意欲を減退さ 	<p>※ ご指摘のとおり、企業においては、内容の正確性への懸念が英文開示の積極的な拡充のハードルになっていることなどを</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>せるようなことがないよう、適切な上場管理・規則の運用がなされることを期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方、海外投資家などから具体的な問題が指摘された事案については、問題事例の公表などを通じて、やるべきことを明確化するなど、複眼的な思考で制度の定着に向けたきめ細やかな配慮を期待したい。 	<p>踏まえ、英文開示については、日本語の開示の参考訳との位置づけとし、万が一内容が不正確であったとしても規則違反とはみなさないこととしています。</p> <p>※ 加えて、上場会社の対応状況やそれに対する海外投資家の評価に関して継続的にフォローアップを行い、ご指摘いただいたような問題事例への対応も含め、開示内容の充実に向けた施策についても継続的に検討してまいります。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> 企業の自主的で創意工夫のある発信を促すために一定の自由度を確保する観点から、東証規則に規定されていない決算補足説明資料の英文開示について、T D n e tでの開示を求めることには反対する。 	<p>※ 英語の決算補足説明資料の公表方法は、原則として問わないこととしており、例えば自社のウェブサイトでの公表も可能です。</p> <p>※ ただし、今回英文開示の義務化の対象となる決算情報について、決算短信および四半期決算短信（一部または概要でも可）について英文開示を行わず、決算補足説明資料のみ英文開示を行う場合は、海外投資家へのタイムリーな決算情報の提供の観点から、T D n e tで開示する必要</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		があります。
	2. その他	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外投資家の東京市場への情報アクセスの利便性向上の観点からは、海外投資家に使ってもらえるデータ形式で開示されることが重要であり、決算短信など数値データを目的とする資料については、PDFのみの提出では不十分ではないか。 ・ 上場会社を通じた意見だけでなく、外国の情報ベンダーや海外投資家がどのように日本株の情報を取得しているか調査すべき。 ・ かねてより、決算短信のXBRLが日本円建てデータしか提出できないことの改善を要望してきたが、今回の見直しを機に、データ提供する言語や通貨の多様化も検討すべき。 	<p>※ TDnetで提供するデータ形式については、上場会社や情報利用者のニーズも踏まえ、検討してまいります。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」メンバーには、財務諸表作成者がほぼ入っておらず、財務諸表利用者や学識者に偏っており、検討・議論が一方的と思われる。財務諸表作成者も一定数参画する場を設定すべき。 	<p>※ 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」に関しては、投資家や学識経験者、エコノミストに加えて、財務諸表作成主体である上場会社にもメンバーとして参加いただき、多様な視点から議論を行っていただいています。</p> <p>※ また、今回の英文開示の拡充に際しては、プライム市場全上場会社を対象としたアンケート調査等を通じて、上場会社の皆</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>様の実務の実態や義務化に関するご意見を頂戴し、メンバーの皆様にはその内容も踏まえて、ご議論いただいたところです。</p> <p>※ 今後についても、上場会社の皆様を含め、幅広く市場関係者の皆様のご意見を頂戴しながら、上場制度の設計を検討してまいります。</p>

提出者： 1,2=Legal & General Investment Management、3,4,10=International Corporate Governance Network、
5,6,8,9,12,16,18=公益社団法人 関西経済連合会、11,14,15=上場会社法制の在り方を考える会、17=Techpoint, Inc.、
の他は個人

以 上